

令和8年度広島県警察交番・駐在所整備事業
公募型プロポーザル説明書

1 事業概要

(1) 事業の目的

交番・駐在所は、地域住民の安全を守る警察活動の拠点であり、災害発生時においても、被害情報の収集や対策、指示の拠点となるなど、安全・安心を実現するためには欠かせない施設である。

一方で、県警察が保有している交番・駐在所のうち、半数以上が既に耐用年数を経過していることから、地域の治安を維持していくため、老朽化した施設の計画的な建替整備を行うものである。

(2) 事業名

令和8年度広島県警察交番・駐在所整備事業

(3) 事業の内容

公告のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年12月24日まで

なお、履行期間は、優先交渉権者が提案した工期短縮期間を参考に協議の上、変更することがある。

(5) 参考額

249.3百万円（税抜き）

2 公募要件等の決定

(1) 選定委員会

ア 選定委員会を設置し、次のことを行う。

(ア) 公告、公募型プロポーザル説明書、要求水準書、事業者決定基準の審議

(イ) 技術提案書のヒアリング

(ウ) 技術提案書の評価及び優先交渉権者の選定

イ 選定委員会は、次の委員をもって構成し、広島県土木建築局建築技術担当部長を選定委員長とする。

広島県土木建築局建築技術担当部長

広島県警察本部総務部施設課長

広島県土木建築局建設産業課長

広島県土木建築局技術企画課技術管理担当監

広島県土木建築局建築課長

広島県土木建築局営繕課長

ウ 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

エ 選定委員会は、次のことについて有識者の意見を聴かなければならない。

(ア) 公告、公募型プロポーザル説明書、要求水準書、事業者決定基準の審議

(イ) 技術提案書の評価及び優先交渉権者の選定

オ 有識者については、次の学識関係者2名に委嘱している。

氏名	所属
----	----

角倉 英明	広島大学大学院先進理工系科学研究科 准教授
浅野 智	国土交通省中国地方整備局 営繕部 営繕品質管理官

カ 選定委員会の庶務は営繕課において行う。

(2) 審査委員会

ア 審査委員会は、土木建築局指名業者等選定委員会で規定する都市局会により行い、次のことについて審査を行う。

(ア) 公告、公募型プロポーザル説明書、要求水準書、事業者決定基準の決定

(イ) 技術提案書の審査及び優先交渉権者の決定

イ 都市局会の審査は、選定委員会の審議を踏まえて行う。

ウ 都市局会の組織、運営その他の必要な事項は、土木建築局建設工事指名業者等選考事務取扱要領の定めによるものとする。

3 公告、要求水準書及び公募型プロポーザル説明書の閲覧及び交付

公告及び公募型プロポーザル説明書は、当該公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「公募型プロポーザル参加希望者」という。）が、広島県ホームページからダウンロードすることを原則とする。

なお、要求水準書については、広島県ホームページに掲載しないことから、次の（2）のとおり交付を行う。

(1) 閲覧及びダウンロード

広島県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/235/r8koban-chuzaisyo.html>)

(2) 要求水準書の交付場所等

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52 北館 1 階

広島県土木建築局営繕課（営繕企画グループ）

電話 (082) 513-2311

電子メール doeizen@pref.hiroshima.lg.jp

※ 交付を希望する場合は、事前に電話により連絡を行うこと。

(3) 交付期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）から令和 8 年 4 月 27 日（月）までの毎日

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

4 要求水準書及び公募型プロポーザル参加資格に関する質問

(1) 要求水準書に関する質問

要求水準書に関する質問は、要求水準書に対する質問書（様式第 3-1 号）に記載し、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便。以下同じ。）により提出することができる。郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする（以下同じ。）。

ア 質問書の提出先

広島県土木建築局営繕課

イ 質問書の提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月13日（水）の毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分まで

(2) 公募型プロポーザル参加資格に関する質問

公募型プロポーザル参加資格に関する質問は、参加資格に対する質問書（様式第3-2号）に記載し、持参又は郵便等により提出することができる。

ア 質問書の提出先

広島県土木建築局営繕課

イ 質問書の提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月17日（金）の毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分まで

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答（様式第3-3号）により質問者に回答する。なお、要求水準書に係る質問回答については、公募型プロポーザル参加希望者に質問回答の一覧も回答する。

5 公募型プロポーザル参加資格要件確認書類の提出

(1) 公募型プロポーザル参加希望者は、公告に定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下、「参加資格確認申請書」という。）（様式第1号）を、持参又は郵便等（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便。以下同じ。）により提出すること。

ア 参加資格確認申請の提出

広島県土木建築局営繕課

イ 提出期間

令和8年4月13日（月）から令和8年4月27日（月）までの毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分まで

(2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。

(3) この公告の日において「建築一式工事」の業種に係る令和7・8年度広島県建設工事等入札参加資格（共同による事業実施の場合における設計受託者においては「建築一般」の部門に係る令和7・8年度測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格）の認定を受けていない場合は、入札参加資格審査に必要な書類を県ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、「15 問い合わせ先（広島県土木建築局営繕課）」に提出すること（認定申請の受付はこの公告の日から行う）。

提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行う。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件はないものとする。

・記入要領等不明な点がある場合の問い合わせ先

広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ（082-513-3821）

・県HP：<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

(4) 公募型プロポーザル参加希望者は、公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次の必要な書類を参加資格確認申請書に添付しなければならない。

ア 特定建設業の許可を証明する書類

イ 一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を証明する書類

ウ 本事業の設計業務を担当する予定の管理技術者の資格証の写し

- エ 本事業の建築工事を担当する予定の監理（主任）技術者の資格者証の写し
- オ 共同による事業実施により参加する場合は、設計受託者が作成した設計業務に関する見積書
- カ 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書（様式第 10 号）

企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書
(様式第10号)

- ・直近の経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日には、現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入すること（対象となる年度の県建設工事等入札参加資格者名簿で、公告において求めている年間平均完成工事高の条件を満たしていることが判断できる場合は、経営事項審査の総合評定値通知書の添付は不要。）。
- ・複数の技術者を記入する場合は、様式第10号を複写して添付すること。
- ・添付資料については、住所及び個人が特定できる項目を復元できない程度にマスキングを施すこと。

<単独実施又は共同による事業実施の場合で建築工事を施工する者の企業の施工実績の概要>

- ・工事名は、完了検査を終了し又は完成し引渡している工事について記載すること。
- ・工事内容は、公告に記載した技術要件の施工実績が確認できるよう、明確に記載すること。
- ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。コリンズだけで施工実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。
- ・「コリンズの登録が無の場合」又は「コリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

・<共同による事業実施の場合で設計受託者の企業の業務実績>

- ・業務名は、完了検査を終了している業務について記載すること。
- ・業務内容は、公告に記載した技術要件の業務実績の実績が確認できるよう、明確に記載すること。
- ・「テクリス（パブディス）への登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。テクリス（パブディス）だけで業務実績が確認できる場合は、登録内容確認書の添付は不要とする。
- ・「テクリス（パブディス）の登録が無の場合」又は「テクリス（パブディス）だけでは経験業務の内容が確認できない場合」は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を添付資料・補足事項欄に記入すること。

<技術者の経験工事の概要>

- ・技術者の経験工事の概要の「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは経験工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し等（公告で定めた資格要件が確認できるもの）を添付し、資料名を「添付資料・補足事項」欄に記入すること。ただし、配置予定技術者の工事経験が要件とされていない工事にあっては、この欄の記入は不要である。
- ・監理技術者を配置する工事にあっては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証と講習修了証を統合していない者については、両方の写し（講習修了証は表面のみ。）を添付すること。
- ・主任技術者を配置する工事にあっては、資格を確認できる書類の写しを添付すること（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）。
- ・他の工事現場に現場代理人として配置している者（災害復旧工事及び道路維持修繕業務委託を除く。）を配置予定技術者とする場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを添付すること。
- ・配置予定技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（最新の住民税特別徴収税額通知書の写し、最新の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも雇用関係の確認に必要な項目については復元できない程度にマスキングを施すこと））を添付すること。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りではない。なお、専任配置を要する工事にあっては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。
- ・配置予定技術者の経験は、原則として工事の全期間（次に定める期間を除く。）従事している場合に認めることとし、準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）の場合は、「下請けを指導する立場」であったことを確認できる施工体系図等を添付すること（低入札要綱第10条へ記載の「低入札技術者」としての工事経験は認めていない）。
 - (ア) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間
 - (イ) 工事を全面的に一時中止している期間
 - (ウ) 工事完成通知の提出以降、引渡しを受けるまでの期間

<技術者の他の工事の従事状況>

- ・「コリンズへの登録」欄は、いずれかに○を付すこと。有の場合は登録番号を（ ）内に記入すること。無の場合又はコリンズだけでは他の工事の内容が確認できない場合は、契約書の写し（工期が確認できるもので可）を添付し、資料名を「添付資料・補足事項」欄に記入すること。
- ・工場製作期間と現場施工期間で別の技術者を配置する場合等で、公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日時時点で他の工事に従事している者を配置予定技術

	者とする場合は、当該工事を受注した場合の施工計画等を明記したうえで、建設業法及び当該工事に係る兼務制限等の条件に反する施工体制を取らないことを誓約した書面（任意様式）を添付すること。
--	---

- (5) 確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、本事業の公募型プロポーザルに参加することができる。
- (6) 発注者は、提出された参加資格確認申請書を、公募型プロポーザルの目的以外に無断で使用しない。
- (7) 公募型プロポーザル参加資格の適否を確認し、公告に定める期限までに、公募型プロポーザル参加希望者にその者に係る確認結果を、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）に記載し通知する。

6 資格要件を満たさない者との取扱い

- (1) 公募型プロポーザル参加資格に適合しないとされた者は、資格要件に適合しない理由の説明を求めること（以下「不適合理由説明請求」という。）ができる。
- (2) 不適合理由説明請求を行おうとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知日から起算して3日以内に、不適合理由説明請求書（任意様式）を提出すること。

ア 提出先

広島県土木建築局都市計画課

- (3) 契約担当課は、不適合理由説明請求を受けたときは、書面に理由を記載し回答する。

7 技術提案書の提出

- (1) 公募型プロポーザル参加者は、公告の定める期間までに、技術提案書を作成し、持参又は郵便等により提出すること。
- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法とする。
- (3) 技術提案書の作成方法及び提出

ア 作成方法

技術提案書作成要領に基づき業務及び工事実施方針及び手法（様式第13号）、技術提案書、価格提案書（様式第8号）及び価格提案内訳書（様式第9号）を作成し提出する。

イ 提出先

広島県土木建築局営繕課

ウ 提出期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月1日（月）までの毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分

ただし、郵便等により提出する場合は、提出期限までに必着すること。

8 技術提案の審査・評価、優先交渉権者の選定

(1) 技術提案書の確認

選定委員会は、公募型プロポーザル参加者からヒアリングを行い、技術提案書の内容について説明を受けるとともに、不明な点について質疑を行う。

ア ヒアリング実施予定日

令和8年6月10日（水）（予定）

イ ヒアリングの詳細

公募型プロポーザル参加資格確認結果を通知後、別途通知する。

(2) 技術提案書の審査及び評価

審査委員会及び選定委員会は、技術提案書について、別に定める事業者決定基準に基づき審査及び評価を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、選定委員による評価を基に順位付けを行う。

技術提案の順位付けは、選定委員会の審議経過を踏まえ審査委員会へ諮り決定することとし、決定した順位付けの第1順位の参加者を優先交渉権者とする。

9 公募型プロポーザルの辞退

公募型プロポーザルを辞退する場合は、公募型プロポーザル辞退届（様式第7号）を提出すること。

ア 提出先

広島県土木建築局営繕課

イ 提出期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月1日（月）までの毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分

10 優先交渉権者の通知

(1) 優先交渉権者の通知

公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定したときは、優先交渉権者に決定した旨を優先交渉者の決定通知書（様式第5号）により通知する。

また、優先交渉権者以外の公募型プロポーザル参加希望者に対して、優先交渉権者に選定されなかったその旨を優先交渉権者の非選定通知書（様式第6号）により通知する。

ア 通知予定日

令和8年6月22日（月）（予定）

(2) 公募型プロポーザル結果等の公表

公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定したときは、事業者決定基準に基づく評価値及び選定結果を記載した公募型プロポーザル結果一覧（様式第4号）を閲覧に供する。

ア 公表期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月31日（金）までの毎日

イ 公表方法

広島県ホームページで公表する。（上記3（1）に同じ。）

11 優先交渉権者として選定されなかった者に対する理由説明等について

(1) 優先交渉権者として選定されなかった者は、選定されなかった理由の説明を求めること（以下「不適格理由説明請求」という。）ができる。

(2) 不適格理由説明請求を行おうとする者は、優先交渉権者の非選定通知書に記載の期日までに、不適格理由説明請求書（任意様式）を提出すること。

ア 提出先

広島県土木建築局営繕課

(3) 担当課は、不適格理由説明請求を受けたときは、書面に理由を記載し回答する。

12 予定価格・履行期間の決定及び見積り合わせ

(1) 予定価格の決定

優先交渉権者の価格提案内訳書を参考に予定価格を決定する。

(2) 履行期間の決定

優先交渉権者が提案した工期短縮期間を参考に協議の上、履行期間を決定する。

(3) 見積り合せ・契約

ア 契約担当課は、見積り合せを行い予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。なお、予定価格超過のため落札決定しない場合は再度見積り合せを行う。

イ 入札は持参すること限定する。

13 契約等の手続き

(1) 契約の方法

設計業務、解体工事及び建築工事を一括契約とする。

(2) 契約書

契約書には総額、設計業務費、解体工事費、建築工事費を記載する。

14 その他

(1) 参加資格確認申請書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された参加資格確認申請書及び技術提案書等は返却しない。

(3) 提出された参加資格確認申請書及び技術提案書等に虚偽の記載があった場合には、参加資格確認申請書及び技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外等の措置を講じることがある。

15 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

担当課 広島県土木建築局営繕課（広島県庁舎北館 1 階）

電話 (082) 513-2311

契約担当課 広島県土木建築局都市計画課（広島県庁舎北館 5 階）

電話 (082) 513-4112

添付書類

- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 2 号）
- 要求水準書に対する質問書（様式第 3-1 号）
- 参加資格に対する質問書（様式第 3-2 号）
- 質問書に対する回答（様式第 3-3 号）
- 公募型プロポーザル結果一覧（様式第 4 号）
- 優先交渉権者の決定通知書（様式第 5 号）
- 優先交渉権者の非選定通知書（様式第 6 号）
- 公募型プロポーザル辞退届（様式第 7 号）
- 価格提案書・内訳書（様式第 8 号、様式第 9 号）
- 企業の施工実績、技術者の資格・経験工事調書（様式第 10 号）
- 誓約書（様式第 11 号）
- 技術提案書作成要領、業務及び工事实施方針及び手法（様式第 13 号）、技術提案書様式